

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和八年八月二十日

広島県知事 横 田 美 香

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町出来庭五丁目一九一〇番一、一九一一番、一九一二番一、一九一二番二、一九一二番三、一九一三番、一九一四番、一九一五番、一九一五番三、一九一六番四の一部、一九二二番、一九二三番一、一九二三番三、一九二四番三、一九二四番八、一九二四番九、一九二五番一、一九二六番、一九二七番一、一九二七番二、一九二七番三、一九二八番、一九二八番二、一九四一番六、二一九〇番一、二一九一番一、二一九一番二、二一九二番、二一九三番一、一九一二番三、一九二八番二地先里道、二一九一番二、二一九二番地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区東白島町一七番一八―二〇一号

有限会社 タカハチ

代表取締役 吉村 富士雄